X　「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務の入力可能者の見直し等

プログラム変更要望に基づく追加検討項目：海上（貨物）

平成27年４月16日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

NACCS

１．プログラム変更要望の概要

区　　分	概　　要
１．検討項目	「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務の入力可能者の見直し等
２．変更要望	①　「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務を実施する本船に積載される貨物の輸出申告において、要船積確認の旨登録されているデータが存在する場合は、船会社又は船舶代理店以外がＣＣＬ業務を登録できないようにしてほしい。 ②　船会社又は船舶代理店以外のＣＣＬ業務は認めないか、誰がＣＣＬ業務を行ったとしても船積確認通知情報（※）が出力されるようにしてほしい。
３．検討内容	①　「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務を実施する本船に積載される貨物の輸出申告において、要船積確認の旨登録されているデータが存在する場合は、船会社又は船舶代理店以外がＣＣＬ業務を登録できないようにする。 ②　船会社又は船舶代理店以外のＣＣＬ業務は認めない。 ③　誰がＣＣＬ業務を行ったとしても船積確認通知情報を出力させる。

※　船積確認通知情報…

輸出申告業務において「要船積確認」の旨が登録されている貨物について、船積確認登録（ＣＣＬ）業務を船会社又は船舶代理店が実施することで、当該輸出申告者に対し「船積確認通知情報」が出力される。

当該船積確認通知情報をもって、関税法基本通達67-1-20（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）又は63-17（輸出運送貨物の到着の確認）に規定する税関（監視担当部門）による船積みの確認を受けることを省略することができる。

２．現行の処理内容及び次期対応について

現　状

輸出申告において要船積確認の旨の登録がされている貨物の本船に対し、「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務を実施した際に、入力者が船会社又は船舶代理店の場合は、申告先税関（輸出通関担当部門）及び輸出申告を行った利用者に船積確認通知情報が出力される。入力者がＣＹ、通関業又は海貨業の場合は、船積確認通知情報は出力されない。

＜ 船社、船舶代理店 ＞

船積確認登録（ＣＣＬ）

船積確認通知情報

＜ 税関 、輸出申告者（通関業者）＞

＜ ＣＹ、通関業及び海貨業 ＞

船積確認登録（ＣＣＬ）

船積確認通知情報

次　期

検討した結果、以下の理由により本件については対応を行わないこととする。

- 検討内容①・②においては、現行システムで実現しているサービスを低下させないために、船会社又は船舶代理店以外の者が「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務を実施できないようにする対応は行わない。

- 検討内容③においては、船会社又は船舶代理店以外の者が、関税法施行令第15条第１項第１号（積卸について呈示しなければならない書類）に定める船長又はこれに代る者として認められないことから、船会社又は船舶代理店以外の者が「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務を実施することにより、船積確認通知情報を出力することはできない。